平成２４年（フ）第５３４号
兵庫県尼崎市上ノ島町３丁目３番１―1103号
債務者　眞﨑　明子
1　決定年月日時　平成24年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月４日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第５５０号
兵庫県尼崎市稲葉荘１丁目11番８―608号、以前の住所兵庫県尼崎市南武庫之荘８丁目９番19号シューパレスⅡ103号
債務者　酒井　光憲
1　決定年月日時　平成24年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月４日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第５５９号
兵庫県尼崎市南塚口町１丁目27番18号アイエスオー参番館410号、前住所兵庫県尼崎市小中島１丁目２番８号坂本文化
債務者　宮本　　保
1　決定年月日時　平成24年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月４日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第４４０号
兵庫県姫路市五軒邸２丁目128番地マンション五軒邸105号室
債務者　大島　正之
1　決定年月日時　平成24年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月４日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２４年（フ）第２７１号
奈良市帝塚山４丁目３番17号
債務者　黒野　隆司
1　決定年月日時　平成24年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月４日まで
奈良地方裁判所

平成２４年（フ）第２９０号
奈良市左京２丁目２番地の２　２―403
債務者　坂井　由美
1　決定年月日時　平成24年10月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月４日まで
奈良地方裁判所

平成２４年（フ）第３１５号
奈良県桜井市生田31―６、住民票上の住所奈良県橿原市木原町28番地の１
債務者　山嵜　裕子
1　決定年月日時　平成24年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月４日まで
奈良地方裁判所

平成２４年（フ）第３１５号
愛媛県伊予市下吾川1668番地　ピアチェーレⅠ103号
債務者　松下　秋美
1　決定年月日時　平成24年10月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月４日まで
松山地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第３１７号
愛媛県松山市山西町83番地20　山西マンション305号
債務者　原　　義秀
1　決定年月日時　平成24年10月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月４日まで
松山地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第３２１号
愛媛県東温市志津川1847番地　八反地第１団地２―２号
債務者　菅野フミエ
1　決定年月日時　平成24年10月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月４日まで
松山地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第３２４号
愛媛県松山市西石井２丁目９番30号　メゾン吹鳳202号
債務者　末廣　　眞
1　決定年月日時　平成24年10月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月４日まで
松山地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１０８号
福岡県飯塚市綱分596番地７、前住所福岡県鞍手郡鞍手町大字新延1692番地11
債務者　山崎志保美（旧姓川波）
1　決定年月日時　平成24年10月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月４日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２４年（フ）第３５１号
大分県由布市挾間町赤野1292番地２
債務者　秋好　亜美
1　決定年月日時　平成24年10月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月４日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第１４６号
茨城県取手市宮和田195番地３、前住所茨城県取手市宮和田687番地15
債務者　宮久保佑貴
1　決定年月日時　平成24年10月５日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月５日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２４年（フ）第１５６号
茨城県牛久市栄町６丁目129番地　フレグランスＵＮＯ・Ｂ102、前住所茨城県牛久市上柏田３丁目51番地10
債務者　國分　剛志
1　決定年月日時　平成24年10月５日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月５日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２４年（フ）第１５７号
茨城県牛久市栄町６丁目129番地　フレグランスＵＮＯ・Ｂ102、前住所茨城県牛久市上柏田３丁目51番地10
債務者　國分　直美
1　決定年月日時　平成24年10月５日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月５日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２４年（フ）第１５８号
茨城県稲敷市橋向1210番地　市営橋向住宅17号
債務者　木内　久夫
1　決定年月日時　平成24年10月５日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月５日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係